

平成20年度第2回入札監視委員会議事概要

開催日時及び場所	平成21年3月2日(月) 海上保安庁会議室																	
委員	委員長 平野 廣 和 ; 中央大学総合政策学部教授 委員 杉本 洋 文 ; 東海大学工学部教授 委員 伊藤 文 夫 ; 弁護士																	
抽出案件	<table border="1"> <tr> <td>工事(小計)</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>    一般競争</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>    公募型及び工事希望型指名競争</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>    指名競争</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>    随意契約</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>建設コンサルタント業務等</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>物品又は役務等</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>7件</td> </tr> </table>	工事(小計)	3件	一般競争	3件	公募型及び工事希望型指名競争	-	指名競争	-	随意契約	-	建設コンサルタント業務等	1件	物品又は役務等	3件	合 計	7件	<p>&lt;備考&gt; 委員会開催にあたり 委員長に平野 廣和 委員 を選任した。</p>
工事(小計)	3件																	
一般競争	3件																	
公募型及び工事希望型指名競争	-																	
指名競争	-																	
随意契約	-																	
建設コンサルタント業務等	1件																	
物品又は役務等	3件																	
合 計	7件																	
委員からの意見・質問、それに対する海上保安庁の回答等	意見・質問	回 答																
	別紙のとおり	別紙のとおり																
委員会による意見の具申又は勧告の内容	別紙のとおり																	

委員	海上保安庁
<p>1. 入札・契約手続の運用状況及び指名停止運用状況並びに入札結果等 (質問等なし)</p> <p>2. 抽出事案の審議</p> <p>①神威岬灯台超音波波高観測装置撤去等 工事ほか3件&lt;工事；一般競争契約&gt;</p> <p>撤去した機器を廃棄しているのだと思いますが、廃棄物の処理については適切になされているのですか。</p> <p>撤去工事においては廃棄物の処理に最もコストがかかります。</p> <p>廃棄物の処理に際して職員による監督は行っているのですか。</p> <p>1,000万円で工事を適切に履行できるということについてどの点から判断したのですか。</p>	<p>業者から提出されたマニフェスト及び工事写真により確認しています。</p> <p>工事には立ち会っていますが、処分については立ち会っていません。</p> <p>入札後、業者に対して聞き取りを実施し、仕様内容の認識に錯誤が無いことを確認しました。</p> <p>また、入札金額にかかる積算の内訳書を提出させ、精査のうえ聞き取りを実施しました。</p> <p>本件工事においては海上及び海底の港湾土木工事に係る労務費の割合が大きく、当該業者の協力会社に水中作業を専門とする業者がいたことから、これらの作業に係るコスト削減が可能であったとのことでした。</p> <p>入札実績確保の意思が働いたことも低入札の一因であると考えています。</p>

今後、同地域で同種の工事があった場合、今回の契約価格が予定価格の基礎となるのですか。

今回の契約金額の内訳において元請と下請の比率はどのようになっているのですか。

発注者は適正な労働賃金が支払われているかを把握する必要があります。

今回、請負金額が安くなっているという事は、下請業者に支払う賃金が安く抑えられていると考えられます。

本件に関して低入札調査が丹念に実施されています。

今後もこのような公正な入札契約手続きを実施していただきたいと思えます。

②備讃瀬戸海上交通センター改良改修工事<工事；一般競争契約>

この工事は、1回目も2回目も同じ業

また、当該業者は当庁発注の他の案件について適切な施工を行っており、他省庁との契約実績もあるほか、財務諸表等の状況についても問題はありませんでした。

以上を総合的に勘案し、適切な施工が可能であると判断しました。

今回は特異なケースであると考えています。

本件に係る予定価格は国交省や海上保安庁が定める工事等の積算基準に基づき積算されたものであり、他の2者の入札価格は当庁の積算額に近く、今回のケースに関しても当庁の積算は適切であると考えています。

比率については確認していません。

わかりました。

そのとおりです。

者が落札しているのですか。

工事を2回に分けた理由は、性能評定の交付が遅れたためですか。

海上保安庁の判断で工事を2カ年としたのですか。

2年目の工事において、1年目と別の業者が落札した場合、何か問題は発生しないのですか。

免震装置については設置したあとの調整が必要だと思いますが、1年目と別の業者が落札した場合、調整を行えたのですか。

品質保証という面からは工事を分けるべきではないと思います。

前年度と工事を分けずに契約することはできないのですか。

前年度の契約金額はどのくらいですか。

今回の工事については、分けずに契約するか、あるいは2年目の工事を随意契約とすべきです。

形式にこだわらずやっていただきたいと思っています。

性能評定については当初8月を予定していましたが、10月となったことから、免震装置の製造、基礎の補強の工事を19年度に行い、20年度に免震装置の取付を行うこととしました。

そのとおりです。

工事をきっちりと分けていましたので、特段問題はなかったと思います。

別の業者が落札した場合でも問題なく行えたと思います。

予算制度の関係から工事を2カ年としました。

約1億8千万円です。

随意契約とすることについてはいろいろと難しい面があります。

試行錯誤をへて、いずれはそのような時代になってくるでしょう。

③八戸日計宿舎（仮称）建設工事<工事；一般競争契約>

最初の入札において競争参加資格Aの業者は何社参加したのですか。

8者です。

最低価格はいくらでしたか。

4億9千万円ほどです。

新しく建てる宿舎については構造基準を上げているのですか。

耐震性は標準です。

200年住宅とかがありますが、宿舎についてはどうですか。

宿舎は40年から50年使うと考えて建てています。

見積において0.5を掛けていますが、基準はあるのですか。

基準はありません。

この工事を契約した時期は資材が高騰していた時期ですね。

そのとおりです。

寒冷地仕様となっているのですか。

はい。二重窓にしています。

競争参加資格AよりBの方が安くなるのですか。

一概には言えません。

本件工事においては競争参加資格Bの方が地の利があるということで低価格となると思われました。

本案件については対象期間の工事の中で最も契約金額が高額であることから抽出・審議しました。

④徳山海上保安部ほか3件防災型浮棧橋  
係留設計業務<建設コンサルタント；一  
般競争契約>

毎年同様のコンサルタント業務が実施  
されており、今回の入札結果を見ても価  
格が下がってきています。

同じような業務について積算基準の見  
直しを図れるのではないですか。

今回の業者は昨年度の一管区の業者と  
同じですか。

今後も同種業務があれば基準を見直し  
てもいいのではないですか。

今回の業者は資格がある業者ですか。

技術的なものを有する業者ですか。

今後も同様の業務が多数あるのなら、  
国交省プログラム制度の認定業者を活用  
するなどの方法も可能です。

契約書に添付されている内訳書による  
と場所毎の金額に差がありますが、これ  
はどうしてですか。

契約解除の決裁文書等が添付されてい  
ますが、延滞等を行ったのですか。

競争入札の結果であり、基準どおりの積  
算を実施しています。

昨年度の一管区と今回の結果だけをとら  
えて基準の見直しを行うことはできないと  
思われます。

違います。

20年度補正予算で5基の整備が認めら  
れたことで、概ねこの防災型浮棧橋の整備  
は終了です。

競争参加資格Bの業者です。

主任技術者は土木施工監理技師の資格を  
有し、書類を提出させて確認しています。

徳山と高松には「潜水調査」と「深淺測  
量」が含まれています。

坂出と松山については、既存のデータを  
渡すことにより「実施設計」のみとなっ  
ており、この違いです。

設計条件について官側から徳山・高松分  
についても全ての資料が提供されるものと  
業者側に錯誤があり、履行期限である8月  
6日に全ての成果品の提出が間に合わず、

この業者は設計能力のない業者だったということですか。

成果品が仕上がったのが12月のようですが、工事は来年ですか。

施工業者から図面に不備がある等の問題が提起されませんでしたか。

この業者の規模はどのくらいですか。

入札に参加した他の業者の実態については把握していますか。

1件目の審議案件においては低入札調査を丹念に実施していました。

これを応用して、業務が履行されるかどうかを把握する方策が必要であると思いますが、いかがですか。

国交省の資格を有していることがひとつの担保となっているので、契約前に主

延滞が生じました。

提出された成果品について基準等と照合した結果、誤りがある箇所がありましたので、その修正をさせています。

また、仕様に含まれていた数量計算については、契約解除をしていますので、その分の契約減を行い、更に違約金・遅延金を徴収しています。

図面・構造計算など技術的なものは問題なかったものの、一部数量積算まではできなかったということです。

今年度の工事で4箇所とも問題なく施工を終了しています。

そうした問題は生じていません。

10名程度のそう大きくない会社だと思われれます。

業務の履行が不誠実ということで、3ヶ月間の指名停止措置を講じました。

競争参加資格を確認しています。

はい。事前の技術的な審査というものは必要となってきます。

任技術者の能力やその業務のために時間をとれるのか等についてヒアリングなどで確認するのでしょうか。

⑤海上保安における船舶動静情報活用業務システム設計・開発等（海洋法条約業務執行データベース機能）〈役務等；一般競争契約〉

1者応札となった理由を教えてください。

仕様書の妥当性についてコンサルによるチェックを受けていますか。

仕様書は誰が作成したのですか。

ソフト開発においては仕様の内容について第三者のチェックを受ける必要があるので不是吗ですか。

ソフト開発においては請負業者が外国

平成19年度に機能開発するに当たって、追加機能全体を一式として意見招請を行なったが、システムが当庁に特化したもので、開発規模が大きいことから、製造に要する期間が不足する等の意見が多く寄せられました。

調達方法を再検討し、多数の入札参加を募るべく、各機能を精査したうえで分離し調達することとしました。

これにより本件入札においては複数者から仕様に関する問い合わせがありましたが、難易度が高いと判断され1者応札となったものと思料されます。

コンサルによるチェックは受けていません。

当庁職員により作成しています。

本件は政府の最適化計画対象案件となっており、また政府機関の情報システムの調達に係る基本指針に沿って国交省及び総務省において仕様内容の妥当性についてチェックを受けています。

請負業者から秘密保全規定を提出させ、



へ開発を依頼するケースが多いですが、それを防ぐ方策を何かとっていますか。

⑥海上保安における船舶動静情報活用業務システム設計・開発等(照合判定機能)

<役務等；一般競争契約>

1者応札となった理由を教えてください。

仕様書は誰が作成したのですか。

積算の根拠を教えてください。

業者はどのようにして決まったのですか。

今回の金額はソフト開発費としては高いように思えます。

何とか工夫して予定価格が適正であるか検証する必要があります。

ソフトウェアの開発に関する予定価格の作成については海上保安庁というより全省庁的な課題です。

⑦海洋情報システム電子計算機等借入保守<役務等；随意契約>

これは新システムまでの繋ぎの随意契約ですか。

作業にあたる要員各々からも誓約書を提出させています。

本件も海洋法条約業務執行データベース機能と同様に分離し調達することとしたもののひとつです。

難易度が高いと判断され1者応札となったものと思料されます。

当庁職員により作成しています。

業者から見積を取って、その工数を参考にしています。

総合評価落札方式により決定しました。

そのとおりです。

<p>金額は適正なのですか。</p> <p>これはリースですか、それともレンタルですか。</p> <p>必要なシステムとして高い金額を支払っています。</p> <p>システムの導入の際には借入と購入どちらが経済的か比較する必要がありますね。</p>	<p>今までの契約の金額が根拠になっています。</p> <p>レンタルです。</p>
<p><b>審議結果</b></p> <p>入札・契約手続きについては概ね適正に行われていたものと判断しております。</p> <p>まず工事関係についてですが、1件目の審議案件において低入札調査を丹念に実施しておりました。今後もこのような公正な入札契約手続きを実施していただきたいと思いをします。</p> <p>次に建設コンサルタント関係についてですが、受注業者が適格であるか確認することが必要であると思いをします。金額の面だけではなく、今後は業務がうまく遂行されるための方策も検討していただきたいと思いをします。</p> <p>最後に役務契約のシステム関係についてですが、ソフト開発の適正性をどこで測るべきかその尺度が難しいという面があります。これについては海上保安庁というより政府全体にいえることではあります。例えば第三者機関を利用するなどして適正な価格を体系化していき、またITの分野においては変革が早く、担当者のご苦勞も多いかと思いをしますが、適正な価格について検討していただきたいと思いをします。</p>	